



# 鳥取県公報

令和8年7月3日（金）  
第9803号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（403・404）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定の解除予定（405）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2 令和8管理年度におけるまさば等の知事管理漁獲可能量（406）（漁業調整課）・・・・・・ 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（29）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	警備業務に係る検定合格者審査の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	落札者の決定（教育委員会事務局図書館）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 告 示

### 鳥取県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を令和8年6月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖山町瀬土地改良区の定款の変更を令和8年6月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県告示第405号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市猪呼谷国有林（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第406号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）のまさば及びごまさば対馬暖流系群並びにぶりの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まさば及びごまさば漁業	現行水準
鳥取県ぶり漁業	試行水準

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第29号

令和8年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

1 日時 令和8年7月9日（木） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 令和8年3月29日執行の鳥取市長選挙に係る審査申立ての要件審理について
- (2) 令和8年3月29日執行の鳥取市長選挙に係る審査申立てに関する裁決について
- (3) その他

---

## 公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月3日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
- (2) 施設警備業務 1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
- (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時

令和8年10月1日（木）午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 4階第28会議室

4 審査の方法

審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(6) 施設警備業務（2級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務（2級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者

- (8) 貴重品運搬警備業務 (2級)  
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間  
令和8年8月24日(月)から同月28日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 審査申請書の提出先  
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)  
(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署  
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等  
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。  
(1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉  
(2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し  
(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法  
(1) 審査手数料 4,700円  
(2) 納付方法  
(1)に記載する金額を7の(1)又は(2)の警察署において審査申請書提出時に納付すること。
- 10 その他  
(1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。  
(2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

鳥取県立図書館長 西 尾 麻 都 子

- |                    |                                                            |
|--------------------|------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県立図書館システム更新・保守業務 一式                                      |
| 2 契約方式             | 総合評価一般競争入札                                                 |
| 3 落札日              | 令和8年5月21日                                                  |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 鳥取県立図書館システム更新・保守業務 富士通 J a p a n ・扶桑電通共同企業体<br>鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額             | 180,103,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)                             |
| 6 入札公告日            | 令和8年2月24日                                                  |
| 7 落札方式             | 総合評価落札方式                                                   |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立図書館<br>鳥取市尚徳町101                                       |